

## 平成27年7月の税務情報

### (1) 個人・法人共通の税務

源泉所得税の納付（納期特例分） ... 納付期限：7月10日

納付額が0円の場合にも申告は必要となります。

ご存知でしたか？

従業員から徴収した住民税についても、半年に一度の納付が可能です。

労働保険の申告・納付 ... 申告・納付期限：7月10日

労働保険の計算には厚生労働省 HP の[計算ツール](#)が便利です！

社会保険料の算定基礎届の提出 ... 提出期限：7月10日

賞与支払届の提出（7月賞与の場合） ... 提出期限：賞与支払日から5日以内

固定資産税 第2期分の納付 ... 納付期限：7月31日

市区町村によってはこれと異なる場合がございます。

### (2) 個人特有の税務

所得税の予定納税 第1回目 ... 納付期限：7月31日

減額措置があります。

法人成りをした方、廃業した方、前年より所得が少なくなることが明らかな方は、減額申請を活用して下さい。

国民年金保険料 6月分（前納の場合は7月分） ... 納付期限：7月31日

国民健康保険料 7月期 ... 納付期限：7月31日

### (3) 法人特有の税務（決算月別） 株式会社を前提としております。

#### 【1月決算】中間決算月

前期より明らかに業績が悪くなる見込みのとき

中間決算を行うことで、9月の予定納税額を減額することができます。

#### 【2月決算】消費税の予定納税（年3回の場合の第1回目）

#### 【3月決算】年間の利益予測・税額予測はお済みですか？

#### 【4月決算】 役員にも賞与は支給できます！

事前確定届出給与に関する届出書の提出をご検討下さい。

提出期限は原則として株主総会日より1ヶ月以内です。

【5月決算】確定申告月（申告・納税）

[「雇用促進計画」](#)の提出もご検討下さい。提出期限は7月31日です。  
税優遇を受けるチャンスを逃してしまいます！

【6月決算】 確定申告の準備は進めていますか？

棚卸し（6月末時点）はお早めに！

【7月決算】決算月

まだ間に合う決算対策

決算賞与、経営セーフティー共済など。

消費税に関する届出をご検討下さい。

簡易課税の適用・不適用は今月末までに提出する必要があります！

【8月決算】消費税の予定納税（年3回の場合の第3回目）

【9月決算】税額予測はお済みですか？

【10月決算】決算対策を検討していますか？

【11月決算】予定納税

- ・ 法人税、事業税、道府県民税、市町村民税
- ・ 消費税（年1回の場合 / 年3回の場合の第2回目）

【12月決算】来月は予定納税の月です。

（4）補助金・助成金などの情報

[「ものづくり・商業・サービス革新補助金」](#)の2次公募が開始されています。

募集期間は平成27年8月5日（水）当日消印有効まで。お急ぎ下さい！

[「パワーハラスメント対策導入マニュアル」](#)

厚生労働省のHPにて公開されています。

[「ミラサポ」](#)（中小企業庁委託事業）をご活用下さい。

専門家の無料派遣を受けることができます。（当事務所も登録しております。）

（5）その他

これから法人成りを検討されている方へ

決算月は5月・10月・11月を避けましょう！

7月はただでさえ支出（賞与、源泉所得税、労働保険料など。）の多い月です。

よって、この月が申告月となる法人は、納税も重なって資金繰りが苦しくなります。

申告月は決算月の2ヶ月後となりますので、決算月を検討する場合には、5月を避ける（申告月が7月となることを避ける。）ことをお勧めしております。

また、同じ理由で10月・11月決算（申告月は12月・1月）も避けることをお勧めしております。

（注）決算月は設立後に変更することが可能です。